

令和3年11月22日

大津市立瀬田中学校保護者 様

大津市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる  
イベントベースサーベイランス（EBS）事業の実施について（お知らせ）

平素は本市教育にご理解とご協力賜り、ありがとうございます。

また、感染症対策に関わりご家庭においても様々な配慮をいただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

さて、この度、滋賀県健康医療福祉部感染症対策課より標記事業の実施について、県内各市町および関係機関への周知がありましたので、お知らせします。

この事業は、体調不良を訴える人が増えているなど、普段と異なる現場の気づき（以下「イベント」という）をもとに早期に検査を行うことで、新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって感染拡大の防止を目的としています。

大津市においては、皆様のご協力のおかげをもちまして現在、市内小中学校における感染拡大の実態はなく、今のところ標記の検査が必要な状況は想定しておりませんが、今後、万一このような「イベント」感知し、検査実施の必要性が生じる事態に備え、一定の準備と保護者の皆様への周知を行っておく必要があると考えております。

事業内容は下記のとおりとなりますので、事業の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 実施主体 滋賀県
2. 対 象 大津市の公立学校
3. 実施手順
  - ①学校において普段と異なる風邪様症状者の発生を感知する
  - ②学校がEBS総合受付窓口へ検査申し込みを行う
  - ③民間検査機関から検査キットが学校に送付される
  - ④検査キットを家庭に配布し、検査同意書の提出とだ液採取（検体）をお願いする
  - ⑤家庭から学校に提出された検体を民間検査機関が回収する
  - ⑥学校に検査結果が報告される
  - ⑦陽性と判明した場合、保護者がEBS窓口へ連絡し、受診調整を行う。
4. 期 間 令和4年3月31日まで
5. 事業の詳細 滋賀県ホームページより「新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業」（滋賀県健康医療福祉部感染症対策課）にて、詳細情報をご覧ください。

\*裏面の「新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 概要」をご参照ください

問い合わせ先

滋賀県教育委員会保健体育課 TEL：077-528-4614

大津市教育委員会学校教育課 TEL：077-528-2633

# 新型コロナウイルス感染症イベントサーベイランス事業 概要

## ○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑制するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下、「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントサーベイランス（EBS）を実施する

## ○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校、幼稚園、保育園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

## ○検査基準

以下に示す指標を参考に、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合、該当するフロアやクラスを単位として広く検査を実施

1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者（37.5度以上の発熱または上気道炎（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳））がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合
2. 学校、幼稚園、保育園、保育関連施設の場合は、学校サーベイランスシステムにおいて、風邪症状者のアラートが表示された場合、または風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上のいずれかに該当する場合

## ○留意事項

本事業においては、受検施設や民間検査機関との検査調整、検体回収、結果報告などを行うEBS検査総合窓口を別途委託し、保健所等の負担を軽減したうえで実施する

## ○検査の流れ

